

# 記念碑と遺構—東日本大震災から10年後の震災の表象

島津 京

## はじめに

本稿は、2021年3月に人文研の宮城県総合調査で訪れた牡鹿地区の記念碑と二つの震災遺構（「旧女川町交番」、「旧大川小学校」）の表象について考察する。今回の訪問で筆者は、いまだ市内に生々しい震災の爪痕が残っていることに衝撃を受けた。10年前、メディアで繰り返し報じられた大量の瓦礫こそ撤去されていたものの、市街には空き地が残され、電柱や建物の外壁など随所に津波の浸水跡がある。河川やリアス式海岸沿いの幹線道路はあちこちで工事が行われており、大型トラックや工事作業員の姿があった。これらを目の当たりにすると、現在も東北が震災復興の途上にあることが改めて意識される。しかし、こうした復興の風景もいずれは消え、震災の記憶をいかに残すかはより切実な問題となってくるだろう。この点で、永続的な保存を前提とする記念碑や震災遺構は有力な記憶装置となり得る。従って、それらが何を表象し、どのように記憶を伝えるかを検討することは、来たる次の震災の脅威を共有すべき私たちにとって重要であると思われる。

記念碑は、建立の背景や造形的特徴、記憶や想起との関係を主要な論点として、美術史、民俗史、建築史、地域史、災害史などの歴史諸学や人文地理学、社会学、哲学、ミュゼオロジーなどさまざまな領域で研究されてきた<sup>1</sup>。地震の痕跡を残す場所である震災遺構については、一

<sup>1</sup> 本稿では主に以下の文献を参照した。ヴォルフガング・エルンスト「ミュージアム学の原・集積・組織構造」（クレイン編著『ミュージアムと記憶』、伊藤博明監訳、ありな書房、2009年）、27-50頁。木下直之「記念碑と建築家」（鈴木博之・石山修武・伊藤毅・山岸常人編『近代化の波及』東京大学出版会、2006年）、289-347頁。木村拓郎「東日本大震災における震災遺構の現状 -宮城県内の動向を中心-」（『復興』（日本災害復興学会）第13号、Vol.7、No.1）、11-19頁。スザン・A・クレイン「ミュージアムと記憶について」（クレイン編著『ミュージアムと記憶』、伊藤博明監訳、ありな書房、2009年）、7-24頁。エドワード・ケーシー『場所の運命』江川隆男他訳、新曜社、2008年。佐藤翔輔・今村文彦「石巻市における震災伝承・震災遺構に関する3つの検討会議の事例分析：会議手法に対する有効性の検証と配慮すべき点」（『自然災害科学・特別号』（日本自然災害学会）、Vol.37、2018年）、47-72頁。佐藤翔輔・川島秀一・今村文彦「気仙沼市における震災遺構の成立プロセスの整理と考察」（『地域安全学会東日本大震災特別論文集』No.7、2018年7月）、81-86頁。佐藤翔輔・平川雄太・新家杏奈・今村文彦「災害伝承は津波避難行動を誘引したのか-陸前高田市における質問紙調査を用いた事例分析」（『地域安全学会論文集』No.0313、2017年11月）、69-76頁。椎原伸博「偽物の木で何が悪いのか？震災モニュメントの可能性について」（『地域政策研究』（高崎経済大学地域政策学会）第16卷 第3号 2014年2月）、81-98頁。椎原伸博「大震災モニュメントと記憶-アルベルト・ブッリ《クレット（亀裂）》を巡って-」（『地域政策研究』（高崎経済大学地域政策学会）第18卷 第1号 2015年8月）、59-78頁。菅原優「生ける死者の記憶を抱く一追悼／教訓を侵犯する慰靈碑」（東北学院大学震災の記録プロジェクト金菱清（ゼミナール）編『呼び覚まされる靈性の震災学』新曜社、2016年）、25-48頁。蘇理剛志「震災モニュメント」以前」（岩本路弥編『記憶 現代民俗誌の地平3』朝倉書店、2003年）、14-40頁。高橋秀寿「ホロコーストの記憶と新しい美学—ベルリン・バイエルン地区における「反記念碑の記念碑」の試み」（『立命館言語文化研究 13 (3)』立命館大学国際言語文化研究所、2001年

連の災害研究において、保存・公開までの経緯のレビューや防災効果に関連した調査研究の蓄積があるほか、都市計画に関連した建築学における考察、遺構の感性的側面について美学の立場から論じたものがある。また、記憶研究においては、ベルクソンに批判的な立場をとり集合的記憶を論じたアルヴァックス以降、1980年代のノラによる「記憶の場」の提唱を経て再び活性化した近代の動向に限っても、広い意味でのモニュメントは主要テーマのひとつである<sup>2</sup>。本稿はこれらの先行研究を参考しつつも、東日本大震災に関連した多くの記念碑や震災遺構が、行政による一種のコレクションとして機能しつつあることに注目する。なお記念碑と震災遺構は区別されるが、本稿では便宜上、それらが集合的に扱われる際にはモニュメントと総称することにする。

東北で起きた震災を伝承する記念碑、遺構は数多く存在する。これらのうち、行政の定める条件を満たす「震災伝承施設」に応募し認定された290件（2021年8月現在）は、規模別、県別に分類され、それらの位置をマッピングした「3.11伝承ロード」によってネットワーク化されている。この「震災伝承施設」のカタログ化にむけた一連の動きは、震災という出来事の記憶が「ミュージアム的な意識」<sup>3</sup>によって捉えられていることを示唆する。

一般的に、ミュージアムとは蒐集、保存、調査研究、展示を行う組織やその拠点となる建築物である。しかし、ミュゼオロジーにおける多くの研究は、ミュージアムという概念が「認識的な面でも物質的な面でも幅広い可能性を含んでいる」ことを明らかにしてきた<sup>4</sup>。ミュージアムは「さまざまなレヴェルにおいて「実在する」」のである<sup>5</sup>。国際ミュージアム会議（ICOM）によれば、ミュージアムとは「社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみを目的として収集、保存、調査研究、普及、展示する公衆に開

12月）、145–157頁。寺田匡宏「現代のメモリアルとミュージアムの場における過去想起に伴う感情操作の特徴—ボーランド・ペウジェツ・メモリアルとベルリン・ホロコースト・メモリアルの空間構成と展示による過去表現に関する比較研究」（『国立歴史民俗博物館研究報告書』138、2007年3月）37–66頁。ボーラ・フィンドレン『自然の占有』、伊藤博明・石井朗訳、ありな書房、2005年。ケネス・E・フット『記念碑の語るアメリカ 暴力と追悼の風景』、和田光弘ほか訳、名古屋大学出版会、2002年。クシシトフ・ポミアン『コレクション—趣味と好奇心の歴史人類学』、吉田城ほか訳、平凡社、1992年。松宮秀治『ミュージアムの思想』白水社、2003年。宮脇勝・西村幸夫「イタリアの都市開発に関する研究1：シチリア州ジベリーナ市の震災復興を中心に」（『学術講演梗概集.F-1、都市計画、建築経済・住宅問題』（日本建築学会）、1995年）、429–430頁。

<sup>2</sup> 近年の記憶研究については主に以下を参照した。アライダ・アスマン『想起の空間—文化的記憶の形態と変遷』、安川晴基訳、水声社、2007年。アスマン『想起の文化—忘却から対話へ』、安川晴基訳、岩波書店、2019年。モーリス・アルヴァックス『集合的記憶』小関藤一郎訳、行路社、1989年。笠原一人・寺田匡宏編『記憶表現論』昭和堂、2009年。ピエール・ノラ編『記憶の場1 フランス国民意識の文化=社会史』谷川稔監訳、岩波書店、2002年。ポール・リクール『記憶・歴史・忘却 上』久米博訳、新曜社、2004年。リクール『記憶・歴史・忘却 下』久米博訳、新曜社、2005年。Etkind, Alexander, *Warped Mourning: Stories of the Undead in the Land of the Unburied*, Stanford University Press, 2013.

<sup>3</sup> クレイン、前掲書、9頁。

<sup>4</sup> エルнст、前掲書、28頁。

<sup>5</sup> クレイン、前掲書、8頁。

かれた非営利の常設機関」<sup>6</sup>を指す。だがこの定義を巡っては「常設機関」という限定を外すべきとする意見がある<sup>7</sup>。つまり、概念としてみれば、ミュージアムは専門組織や物理的な場の有無に必ずしも拘束されない。したがって、被災地各所の記念碑や遺構、伝承館といった「記憶の表象」を選別し、蒐集、保存、公開しようとする行政組織の方針を、ミュージアム的であるとみなすことが可能である。

記念碑や遺構はそれ自体で記憶を表象するが、ミュージアムもまたコレクションを通じて記憶を表象する機能を果たしてきた。ただしミュージアムの場合には、蒐集されたもののコンテクストを変更する。この点について松宮は、あらゆるものはミュージアムの蒐集の対象となり得るが、蒐集されたそれらは「仮死の生」を生きるとする<sup>8</sup>。元のコンテクストから切り離される時、それらは一度死に、ミュージアムによって別の生を与えられる。記念碑や遺構もまた、ミュージアム的に把握されることにより何かを失い、同時に新たな意味を獲得すると考えられる。

では記念碑や遺構の表象は、そのようなミュージアム的な把握によるコレクションとしての表象といかなる関係にあるのか。本稿では次の二点に留意しつつ考えてみたい。まず、記念碑の建立を動機づける鎮魂や慰靈は、ミュージアムとは相入れないということである。実際に世界中のミュージアムは、「宗教的なオブジェと人類の遺産の展示につきまとう救済と瀆聖の問題をめぐって、これらを訪問者の視界から、そしてミュージアムの収蔵品から撤去するように」という要求に苦慮している」という<sup>9</sup>。とするならば、鎮魂や慰靈のための東日本大震災関連モニュメントがミュージアムのコレクションとして把握されるのはなぜなのか。

二つ目は、場所と記憶の問題である。記念碑や遺構を訪れるとき、私たちはその場所を経験する。では場所とは何か。リクールによれば、自己の身体に内在する「ここ、そこ」への照合とは切り離された空間への照合なしには、私たちは経験することすらできない<sup>10</sup>。自己の身体とその周囲の体験される空間に幾何学的空间を重ね合わせた第三の空間が、ここで場所と呼ばれるものである。幾何学的空间と、身体的条件によって展開する空間との合成である場所は、建築によって明示される。住むためであれ通行のためであれ、「建築される空間」とは「生活の重要な相互作用のための場所の体系」である<sup>11</sup>。記念碑や遺構もまた、そうした場所の体系と無

<sup>6</sup> INTERNATIONAL COUNCIL OF MUSEUMS (ICOM), Statutes (1946–2007) – ICOM. [https://icom.museum/wp-content/uploads/2018/07/2017\\_ICOM\\_Statutes\\_EN.pdf](https://icom.museum/wp-content/uploads/2018/07/2017_ICOM_Statutes_EN.pdf) (2021年8月1日最終閲覧。)

<sup>7</sup> 「ICOM 京都大会 2019 報告会・ワークショップ報告書」、19 頁。[https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/ICOMKyoto2019\\_workshop.pdf](https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/ICOMKyoto2019_workshop.pdf) (2021年8月1日最終閲覧。)

<sup>8</sup> 松宮、前掲書、255–256 頁。

<sup>9</sup> クレイン、前掲書、18 頁。

<sup>10</sup> リクール、前掲書、2004 年、236 頁。

<sup>11</sup> 同上。

関係ではない。記念碑は、それを建立する場所に記念すべき出来事があったことを、象徴的な形象によって私たちに理解させる。従って記念碑は、ある場所を記念すべきものとして体系化する。震災遺構は、ある場所の体系が地震や津波により破壊されたことを示す痕跡である。記念碑や遺構は、震災後10年にわたって続く場所の体系の変化と深く関わりつつ、震災の記憶を表象しているのである。これに対し、ミュージアム的意識は記念碑や遺構を保存・管理し、コレクションの体系下に置く。ここでは場所は、分類基準のひとつとして相対化される。アスマンは、モニュメントが肝心の場所だけを指し示す古風な方から、失われたものを記号によって代替する現代的な方へ移行することを指摘する。場所との関係が希薄になれば、記念碑は一層「注意を場所から自分自身に向けさせる」<sup>12</sup>。他方、遺構は場所そのものである。ミュージアム的意識によって管理されてなお、遺構は「この場所」という性質を保ち、場所の記憶を表象すると考えられる。しかしいずれにせよ、コレクションの体系は記念碑や遺構の表象を場所の体系から切り離す。この時記念碑や遺構は、同じその場所にありながら、何か異なるものとして立ち現れるのだろうか。

本稿の構成は以下の通りである。第一節では、行政による「震災伝承施設」の整備とネットワーク化のプロセスを概観し、「震災伝承施設」という「コレクション」は、記憶を伝承するシステムが整備されたことを示す点において、復興の象徴として機能していることを指摘する。第二節では、震災の記憶の表象を蒐集・展示した先駆例として、関東大震災の際に建てられた震災記念堂を取り上げる。関東大震災では、鎮魂を目的とした震災記念堂建設に公共性を付与するべく、資料展示のための震災記念館が併設された。展示に伝承や教訓による社会教化という意義が与えられることによって、記念堂における鎮魂の公共化が図られたのである。しかし、このような鎮魂と社会教化のプログラムから逸脱した表象があったことを、ある弔魂像を例に確認する。第三節、第四節では、「コレクション」の対象としての「石巻市牡鹿地区慰靈碑及びモニュメント」、および震災遺構「旧女川町交番」と「旧大川小学校」の表象をそれぞれ検討する。東日本大震災の場合には、追悼と鎮魂は公的に復興の起点に位置づけられた。また記憶を伝承していくことが重要であるとされた。したがって、記憶の表象を担うモニュメントの整備は公的に進められた。「石巻市牡鹿地区慰靈碑及びモニュメント」はその一例である。これに対して震災遺構は、それを残すか解体するかという議論が先行する。「旧女川町交番」は早い段階で保存対象となったのに対し、「旧大川小学校」は当初解体が予定されたが、時間を掛けて保存が決まった。三、四節で確認されるのは、「石巻市牡鹿地区慰靈碑及びモニュメント」や「旧女川町交番」において、あからさまに死を連想させる表象が抑制されていることである。これは、

---

<sup>12</sup> アスマン、前掲書、2007年、388頁。

「旧大川小学校」が死を導いた出来事を連想させることは対照的である。また、それぞれがテクストで出来事を示すことにより、視覚的な表象を補完している。第五節では、これらの記念碑や遺構にその場所の景観が果たしている役割を検討する。

## 1、モニュメントの整備とネットワーク化

ここでは、記念碑や遺構の整備とネットワーク化に関する行政の動きについて、時系列順に概観する。

2011年（平成23年）4月11日、東日本大震災を受けて復興構想会議の開催が閣議決定された。この時「国民全体が共有でき、豊かで活力ある日本の再生につながる復興構想を早期に取りまとめる」ことが明言され、復興が国民全体の共有事項であることが確認された<sup>13</sup>。

同年4月27日に文化庁が開催した文化審議会第9期文化政策部会（第1回）では、東日本大震災への対応が議題のひとつとなり、委員のひとりである太下義之（同志社大学、当時東北公益文科大学大学院客員教授）が「記憶のミュージアム」の提案を行った。その内容は、持主を失ったアルバムのような、市場価値は無いが「記憶」にまつわる品々は「コミュニティの記憶」を後世に伝える貴重な文化財であるため、「記憶のミュージアム」にてそれらを保存・公開するのがよいというものである。その機能は、歴史博物館、ヴァーチャル・ミュージアム、フィールド・ミュージアムに類するものとして説明される<sup>14</sup>。ヴァーチャル・ミュージアムに類するものとは、物によって喚起される人々の生活や思念や習慣を集約的に収集・保存・公開する、パブリックなアーカイヴ構築の提案である。また、フィールド・ミュージアムに類するものとは、まちの再生が困難と考えられる地域を国立公園のような地区として整備することとされる。例として引かれたのは、1968年にシチリア西部で発生した大地震によりコミュニティが崩壊した町ジベリーナの、別の地区への移転である。かつて人々が住んでいた旧ジベリーナは、アーティストであるアルベルト・ブッリにより町全体をコンクリートで固められ、《Cretto（亀裂）》と題された巨大なパブリック・アートとなった<sup>15</sup>。沖縄戦跡国定公園と平和の礎も例に挙げられている。ここは戦跡と自然の景観を有する国定公園であり、公園内には沖縄戦で亡くなった全ての人の氏名を記した祈念碑がある。このように、太下の提言する「記憶のミュージアム」とは、人々やコミュニティの記憶を想起させるあらゆる事物を保存し活用するための、様々な構

<sup>13</sup> 第1回東日本大震災復興構想会議検討部会「東日本大震災復興構想会議の開催について」、平成23年4月20日。<https://www.cas.go.jp/fukkou/#01>（2021年8月1日最終閲覧。）

<sup>14</sup> 文化審議会第9期文化政策部会（第1回）議事録。<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/seisaku/09/01/gijiroku.html>（2021年8月1日最終閲覧。）

<sup>15</sup> 宮脇勝「芸術都市への蘇生 イタリア・ジベリーナ市の試み」『SD』1994年10月号、41-84頁。椎原、前掲論文、2014年、81-98頁。

想であった。提言に相当するものとして、国会図書館や民間の検索エンジンによるパブリック・アーカイヴやいくつもの祈念公園などが実現している。

続いて同年 5 月 10 日、東日本大震災復興構想会議において「復興構想 7 原則」が決定された。原則の 1 番目は次のようなものである。「失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する」<sup>16</sup>。注目すべきは、追悼と鎮魂が復興の起点に置かれていることである。これにより、鎮魂のための森や公園、モニュメントの整備が基礎付けられることになる。同年 7 月 29 日に決定し 8 月 11 日に改定された東日本大震災復興対策本部による「東日本大震災からの復興の基本方針」では、「ii) (略) 地震・津波灾害、原子力災害の記録・教訓の収集・保存・公開体制の整備」を図ること、また、「地元発意による鎮魂と復興の象徴となる森や丘や施設の整備」の検討が定められ、公園やモニュメントの整備がさらに具体化した<sup>17</sup>。復興対策本部は新たに設置された復興庁に引き継がれ、復興庁が地方公共団体のニーズに対応しながら活動することになる。

次に具体的な記念碑や遺構整備の経緯を石巻市の例に沿って確認する。2016 年 7 月、石巻市は「震災による深い傷跡、悲しみの記憶及び震災を通じて得た教訓を風化させることなく後世に伝えるため、震災伝承に向けた市の基本方針（『石巻市震災復興基本計画』等）をもとに、「震災伝承計画」を策定する」<sup>18</sup> こととした。それは、震災伝承に関する施設や活動の利用状況が下降傾向になっていたことを受けての、記憶の風化に対する施策であったと考えられる<sup>19</sup>。この伝承計画に従って、地区別慰靈碑を半島沿岸 3 地区に 3 基、市全体の慰靈碑を石巻南浜津波復興祈念公園内に 1 基設置することが決まった。いずれも「プロポーザル選定委員会」（地区別慰靈碑については有識者、遺族、市職員、市全体慰靈碑については有識者、市民代表、国・県・市職員で構成）を設置し、市が設計・施工業務のプロポーザル（実質はデザインコンペ）を実施、プロポーザル選定委員会にて業者選定が行われた。プロポーザルの提案内容に基づき意匠が検討され、市が最終意思決定を行った。市民への整備内容の周知は、「芳名板」への刻名に関する意向調査を実施するタイミングにあわせて行われ、慰靈碑デザイン等に係る住民説明会は

<sup>16</sup> 第 4 回東日本大震災復興構想会議「復興構想 7 原則」、平成 23 年 5 月 10 日。<https://www.cas.go.jp/jp/fukkou/pdf/kousou4/7gensoku.pdf> (2021 年 8 月 1 日最終閲覧。)

<sup>17</sup> 東日本大震災復興対策本部「東日本大震災からの復興の基本方針（8 月 11 日改定）」、平成 23 年 8 月 11 日。<https://www.reconstruction.go.jp/topics/110811kaitei.pdf> (2021 年 8 月 1 日最終閲覧。)

<sup>18</sup> 石巻市「震災伝承検討会議の役割・スケジュール等」、第 1 回震災伝承検討会議資料、2016 年 7 月。<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10051100/9003/20170608155535.html> (2021 年 8 月 1 日最終閲覧。)

<sup>19</sup> 佐藤・今村、前掲論文、48 頁。

実施されていない<sup>20</sup>。公的な記念碑に関しては、周辺の整備とともに行政主導で設置計画が立てられたといえる。

遺構の保存についてはどうだろうか。早い例として、2011年（平成23年）9月に「女川町復興計画」において「震災遺構の保存」が提唱されている<sup>21</sup>。次に2012年3月付の国土交通省都市局「東日本大震災に関わる鎮魂及び復興の象徴となる都市公園のあり方検討業務」報告書をみると、「第3章 震災の教訓として活用できる構造物等調査」として21か所の被災事例について調査が行われたことがわかる<sup>22</sup>。また、同年に防災関係の研究者を中心とした「3.11震災伝承研究会」が発足し、震災遺構を保存する意義を社会にアピールした。同会は2012年（平成24年）5月に1回目の会議を開催し、同年7月19日、「第1次提言－震災遺構の保存について－」を発表した<sup>23</sup>。この提言によれば、津波の恐ろしさを伝えるためには「この場所まで、この高さまで津波が来た」と訴える「本物」の果たす役割が大きく、ゆえに一つでも多くの遺構を残す必要があるという。また遺構は、次の大規模災害のときに住民がとるべき行動を伝え、命を守る役目があるとされた。

しかし、こうした遺構保存に向けた動きをよそに震災がれきの解体・撤去は進められ、被災建造物等の多くが解体されることとなった。その理由は遺族らへの配慮のみならず、復旧・復興のためには災害廃棄物の処理が喫緊の課題であったためである。宮城県内では、発災から3年以内（平成25年度中）に災害廃棄物処理を完了する方針があった<sup>24</sup>。この時期に、気仙沼市鹿折地区に漂着してその強烈なイメージにより有名な震災の表象となり、保存の賛否が議論された「第18共徳丸」も解体された。また、多くの犠牲者を出したことで全国に知られた「南三陸町防災対策庁舎」も2013年9月に解体が決定し、11月2日に庁舎前で行われた慰霊祭の場で、町長が年度内の解体を明言した<sup>25</sup>。

ところが、同年11月15日に復興庁が「震災遺構の保存に対する支援について」という「前例のない」施策を発表したことにより、遺構の保存が検討され始める<sup>26</sup>。当時、震災遺構の価値

<sup>20</sup> 石巻市「石巻市牡鹿地区慰霊碑等設置業務 特記仕様書」。<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10051100/1004/oshikayouryo.pdf>; 岩手県大槌町「東日本大震災関連慰霊碑事例」。[https://www.town.otsuchi.iwate.jp/fs/2/1/5/0/5/7/\\_2.pdf](https://www.town.otsuchi.iwate.jp/fs/2/1/5/0/5/7/_2.pdf) (2021年8月1日最終閲覧。)

<sup>21</sup> 女川町「女川町復興計画」、2011年9月。[https://www.town.onagawa.miyagi.jp/hukkou/pdf/iinkai/05\\_meeting/20111004.1-2,gaiyou.pdf](https://www.town.onagawa.miyagi.jp/hukkou/pdf/iinkai/05_meeting/20111004.1-2,gaiyou.pdf) (2021年8月1日最終閲覧。)

<sup>22</sup> 国土交通省都市局「東日本大震災に関わる鎮魂及び復興の象徴となる都市公園のあり方検討業務報告書」第3章、2012年3月。<https://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/dl/fukko/data/shinsainokyoukun.pdf> (2021年8月1日最終閲覧。)

<sup>23</sup> 3.11震災伝承研究会「第1次提言－震災遺構の保存について－」、2012年7月。<http://www.tsunami.civil.tohoku.ac.jp/hokusai3/J/shinsaidensho/pdf/20120719teigen.pdf> (2021年8月1日最終閲覧。)

<sup>24</sup> 宮城県震災遺構有識者会議「宮城県震災遺構有識者会議報告書」、2015年1月、1頁。[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11065945\\_po\\_288105.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11065945_po_288105.pdf?contentNo=1&alternativeNo=) (2021年8月1日最終閲覧。)

<sup>25</sup> 木村、前掲論文、14頁。

<sup>26</sup> 復興庁「震災遺構の保存に対する支援について」記者発表資料、2013年11月。[https://www.reconstruction.go.jp/topics/m13/11/20131115\\_press\\_sinsaiikou.pdf](https://www.reconstruction.go.jp/topics/m13/11/20131115_press_sinsaiikou.pdf) (2021年8月1日最終閲覧。)

は定まっておらず、保存のための予算確保は難しかったと考えられる。例えば気仙沼市では、文化財保護法によって文化財指定することで震災遺構を「ありのままの現状」として保存することが試みられた。だが文化財指定は建設から 50 年の経過が前提であり、同手法で事業を進めることは出来なかったという<sup>27</sup>。復興庁の新施策は、保存の初期費用を国が負担するというもので、各市町村につき 1 箇所までが対象とされ、維持管理費用は市町村が負担するものとされた。上記の「南三陸町防災対策庁舎」は、同年 12 月 18 日に宮城県が開催した 1 回目の「宮城県震災遺構有識者会議」において、町の解体方針の一方で、県内で 15 箇所挙げられた「震災遺構の対象となる施設」のうちの 1 つとなった<sup>28</sup>。宮城県震災遺構有識者会議は 2014 年 12 月 18 日までに 7 回開催されたが、この会議の設置に先立ち、宮城県は 2013 年 11 月 22 日に「震災遺構保存に関する沿岸 15 市町長会議」を開催し、県が有識者会議を設置することについて市町から同意を取り付けていた。防災対策庁舎については「県内の震災遺構候補の中でも特段に高い価値がある」と有識者会議により評価され、併せて「拙速に結論を出すのではなく、時間をかけて考えることも検討すべき」との意見が特記された<sup>29</sup>。これを踏まえ、2015 年（平成 27 年）6 月、「南三陸町防災対策庁舎」は 20 年間県有化され、市の判断は保留されることとなったのである。

では、震災遺構にはどのような意義があるとされたのだろうか。宮城県震災遺構有識者会議によれば、震災遺構の意義とは「鎮魂」、「災害文化の伝承（津波の破壊力、避難などの教訓）」、「地域を超えたメッセージ性と次世代への継承」であるとされる。その対象となる遺構とは「被災の痕跡を残す構造物・建築物（必要に応じ地形、地層等も含む）」、「鎮魂、後世に向けて防災・減災に役立つもの」であり、「原則として、被災の痕跡を一定程度残した状態で現地保存されるもの」であった<sup>30</sup>。学術的な立場からも同様の意見が出された。日本学術会議は 2014 年に次のような提言を行なっている。「災害遺構（震災遺構を含む）は、多くの人命や生活を奪った動かぬ証であり、①鎮魂、②歴史事実、③災害の教訓、④復興への象徴の諸点において、後世に伝えるべき歴史的・文化的遺産としての高い価値をもつ。地元のさまざまな検討をふまえて現地での保存が決まった遺構であれば、その意思を積極的に評価し、文化財として恒久的な保護政策の検討が望まれる」<sup>31</sup>。このようにして、震災遺構は復興の障害物ではなく、鎮魂、記録、教

<sup>27</sup> 佐藤・川島・今村、前掲論文、84 頁。

<sup>28</sup> 宮城県震災復興・企画部地域復興支援課「第三回宮城県震災遺構有識者会議 資料 3 震災遺構の現状」、2014 年 12 月 18 日付。https://kioku.library.pref.miyagi.jp/miyagi/index.php/ja-menu-item-search.html?action=detail&unqid=11100010000000005 (2021 年 8 月 1 日最終閲覧。)

<sup>29</sup> 宮城県震災遺構有識者会議「宮城県震災遺構有識者会議報告書」2015 年 1 月、26 頁。

<sup>30</sup> 同上。

<sup>31</sup> 日本学術会議「提言 文化財の次世代への確かな継承 一災害を前提とした保護対策の構築をめざしてー」2014 年 6 月、15 頁。http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t193-6.pdf (2021 年 8 月 1 日最終閲覧。)

訓、復興にとって有意義な文化財として価値づけられ、公的な保存の対象となっていましたのである。

記念碑や遺構等の公的な整備が具体化すると、それらを統一的に把握し、ネットワーク化する動きが起きた。2018年に青森県、岩手県、宮城県、福島県、仙台市は、国土交通省東北地方整備局を事務局として、東日本大震災の教訓を次世代に伝えること、効率的な情報発信などを目的に「震災伝承ネットワーク協議会」を発足した。記憶の風化が危惧されるなか、効果的・効率的に実情と教訓を伝えていく方法が模索された<sup>32</sup>。「震災伝承ネットワーク協議会」は、独自の基準により「震災伝承施設」を募集し、2021年8月時点で上記4県から応募のあった290件が登録された。その内容は、被災を示す看板から慰霊碑、ミュージアム、被災校舎などの震災遺構まで幅広い。それらは、アクセスのし易さやトイレの設置など施設としての利便性、解説の有無によって第1類から第3類にランク分けされた。また津波と建物をかたどったピクトグラムが案内表示などに使われることになった。こうして伝承館や祈念公園、記念碑、慰霊碑、震災遺構等が、国が定めた第1次の「復興期間」の終了となる2021年3月にかけて次々と公開され、「震災伝承施設」として登録されたのである。

このような動きの背景には、「震災遺構等の伝承施設」を「可視化」することで、震災の「実情や教訓」を「総合的・俯瞰的に学べる環境」が形成されるという考え方がある<sup>33</sup>。例えば石巻市による「第1回震災伝承検討会」では、「伝承施設が単体で整備されているが、街自体が震災博物館的な役割が果たせると考えている」との意見も出ており、「伝承施設」に対するミュージアム的眼差しが明らかである<sup>34</sup>。同検討会において、石巻市長（当時）亀山紘は、「観光の観点から、例えば、スタンプラリーを実施し収集したスタンプを持って、3.11に拠点施設で追悼する等の具体的な取り組みも必要である」として、追悼施設と観光の融合を提案している。

また、新たに組織された「3.11伝承ロード推進機構」は、ホームページ等で「震災伝承施設」を繋いだ「3.11伝承ロード」を公開し、「伝承ロードマップ」を作成した。2019年には国土地理院が各市区町村からデータを収集し、新たな地図記号「自然災害伝承碑」の使用を開始した。これまで概念的には「記念碑」に含まれていた「自然災害伝承碑」を新設した目的は、「過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切に」伝えること、「教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減」を目指すことにあるとされる<sup>35</sup>。「伝承ロードマップ」と「自然災害伝承碑」はやや

<sup>32</sup> 震災伝承ネットワーク協議会「震災伝承ネットワーク協議会とは」 <http://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/network.html> (2021年8月1日最終閲覧。)

<sup>33</sup> 第1回震災伝承検討会「資料3:震災伝承におけるこれまでの検討結果」、2018年12月11日、3頁。[https://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/doc/1\\_kentoukai/1-6siryou3.pdf](https://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/doc/1_kentoukai/1-6siryou3.pdf) (2021年8月1日最終閲覧。)

<sup>34</sup> 「第1回震災伝承検討会 議事録」、1頁。[https://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/doc/1\\_kentoukai/1\\_gijiroku.pdf](https://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/doc/1_kentoukai/1_gijiroku.pdf) (2021年8月1日最終閲覧。)

<sup>35</sup> 国土地理院「自然災害伝承碑」 <https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi.html> (2021年8月1日最終閲覧。)

目的が異なるものの、いずれも震災の表象を地図上で俯瞰的に把握し、カタログ化するために有効である。

以上、震災後の早い段階で政府が復興原則として鎮魂と記憶の伝承を趣旨としたモニュメント設置の指針を出し、自治体は指針に沿った公共事業として記念碑や遺構を整備したことを、石巻市を例に確認した。行政によるモニュメントの整備は、石巻市に関しては、震災後5年を経過し始まったものが多い。順序としてまず瓦礫を撤去し、都市計画を立てる必要があったにせよ、震災の記憶の風化への危惧が記念碑建立の推進力になったといえる。遺構は保存に関して賛否両論があり、解体が進むなかで、鎮魂・記録・教訓・復興に寄与するものかどうかについて調査がなされ、国が予算的なバックアップを行ったことによりその一部が保存された。こうして整備されたモニュメントは「震災伝承施設」に登録され、俯瞰的に把握可能なネットワークの中に位置づけられた。また国土地理院も新たな地図記号「自然災害伝承碑」を作成しマッピングを行なった。これらによって記念碑や遺構はアーカイブ化され、俯瞰的かつ記号的に把握できるようになった。

このようにして実空間と情報空間に記憶の表象の「コレクション」が形成された。このことは、記憶を保持し伝承するためのハード（「震災伝承施設」）と情報インフラ（ウェブ上のアーカイブ）、ソフト（記憶を伝承するテキスト）を整備し、震災の記憶を対象化することが出来たことを示しており、この点において「コレクション」は、復興の象徴として機能する。しかし、個別のモニュメントが表象するのは復興の象徴ではなく、震災の様々な記憶である。次節からは、具体的にモニュメントの表象を見ていく。

## 2、震災の記憶の展示

### 2-1 復興記念館

日本において震災の表象をミュージアムで見せた早い例として、1931年（昭和6年）に設立された復興記念館（現東京都復興記念館。以下復興記念館と記載）が挙げられる<sup>36</sup>。本節では、東日本大震災における記念碑や遺構のあり方との比較のために、復興記念館の事例を検討する。復興記念館設立の少し前には、1926（大正15）年に竣工した聖徳記念絵画館や、同年に開館した東京府美術館などがあり、視覚的な伝達方法として展示という形式が定着していたことがうかがえる。

復興記念館が震災の記憶の表象を展示することとなった経緯は次のようなものである。復興

<sup>36</sup> 寺田匡宏「ミュージアム展示における「負の記憶」の表現と伝達について」、2008年8月。[https://www.r\[minpaku.ac.jp\]/isaki/disaster/mus.html](https://www.r[minpaku.ac.jp]/isaki/disaster/mus.html) (2021年8月1日最終閲覧。)

記念館は、震災記念堂（現東京都慰靈堂。以下慰靈堂と記載）の付帯施設として、現在の横綱町公園（東京都墨田区）に建てられた。この場所は元々陸軍被服廠であったが、震災時には公園を造成中で、多くの人々の避難場所となった。ところが地震による火災が発生し、ここで三万八千もの人命が失われ、東京市内で最も被害の大きい場所となった<sup>37</sup>。慰靈堂は、当初数万の犠牲者の遺骨を納めるための納骨堂として構想されたものである。また、この公園は震災を記念する場所と位置付けられ、慰靈堂のほかに弔魂像、鐘堂が建てられた。

慰靈堂建設のための事業体「東京震災記念事業協会」の報告書『被服廠跡：東京震災記念事業協会事業報告』によれば、慰靈堂は、犠牲者を永久に追弔するだけでなく、後世にこのような惨禍が繰り返されないようにするための「社会的教化機関」としての役割が期待された<sup>38</sup>。慰靈堂の設計は多くの記念建築を手掛けた伊東忠太が担当し、日本旧来の宗教建築の様式にいくつかの国の宗教建築のモティーフを取り入れた折衷様式の建築となった。注目すべきは、この慰靈堂の設計に陳列室が盛り込まれていたことである。慰靈堂と記念館の成立過程を公論の場の形成という観点から詳細に論じた山本唯人は、図面に陳列室が設けられた背景には「社会」としての追悼を可能にする「公共性」の論理をいかに構築するかという課題があったと指摘する<sup>39</sup>。山本によれば、社会教化という目的は、遺族や被害者にとっての必要を越えた公共性を慰靈堂建設に付与するためになくてはならないものであり、陳列室はこれをかたちにするための空間であった<sup>40</sup>。復興記念館と慰靈堂に収蔵された震災資料を調査し、「震災の記憶」のあり方とその変遷を分析した高野宏康によれば、社会教化の機関としての慰靈堂は「防災」「慰靈」「展示」の要素を合わせもった施設として構想された<sup>41</sup>。この三要素のうち、被服廠跡に遺骨を埋葬するという「慰靈」の要素には、「復興」を妨げるという懸念が出されていた。また、のちに「慰靈」と並び強調されることになる「復興」は三要素に含まれていなかつた<sup>42</sup>。『被服廠跡：東京震災記念事業協会事業報告』からは、高野が指摘するように「さまざまな要素が混在する「震災の記憶」にどのような表現を与えるかをめぐり、要素としての「慰靈」と「復興」、主体としての「官」と「民」がせめぎあっていた」のである<sup>43</sup>。

復興記念館は慰靈堂の陳列室と同様の役割を持つ。大震災の被害、救援、復興を表す遺品や

<sup>37</sup> 都立横綱町公園 HP。https://tokyoireikyoukai.or.jp/index.html（2021年8月1日最終閲覧。）

<sup>38</sup> 東京震災記念事業協会清算事務所編『被服廠跡：東京震災記念事業協会事業報告』、1932年、90-93頁。

<sup>39</sup> 山本唯人「関東大震災の資料保存・展示活動と復興記念館—「公論」形成のメディアとして」『災害と共に生きる文化と教育』昭和堂、岩崎 信彦（他）編、2008年、141頁。

<sup>40</sup> 山本、前掲書、135頁。

<sup>41</sup> 高野宏康「「震災の記憶」の変遷と展示—復興記念館および東京都慰靈堂収蔵・関東大震災関係資料を中心とした」『年報非文字資料研究』（神奈川大学日本常民文化研究所 非文字資料研究センター）(6)、2010年3月）、37-75頁。

<sup>42</sup> 高野、前掲論文、39頁。

<sup>43</sup> 同上。

被災物、絵画、写真、図表などは、当初慰靈堂の陳列室に展示される予定であった。しかし、1929年（昭和4年）に開催された帝都復興展覧会の出品資料がそこに加わり膨大な数となつたことから、陳列室の代わりに、1931年に付属施設として復興記念館が建設されたのである。復興記念館のために蒐集された震災資料のうち個人から寄付されたものは、その多くが個人的体験に結びつく品々であった。事業協会は、これらの寄付品を寄付の申し込み段階で取捨選択している。また、陳列品に付された解説からは固有名に関する情報が削除され、それらが個人に囚われない、各分類の示すテーマの「事例」と理解されるよう編集が施された<sup>44</sup>。以上から、東京震災記念事業協会が、公共性の確保のために、多様な主体がそれぞれの仕方で弔意を表すことをある程度抑制していたことを山本は指摘する。事業主体によるこのようなコントロールは記念碑建立にも及んだと考えられる。このことを、『被服廠跡』の余録に記された弔魂像「悲しみの群像」建立の経緯に沿って確認したい。

## 2-2 弔魂像「悲しみの群像」

弔魂像「悲しみの群像」は、慰靈堂と同じ公園内に建てられた。これは、震災の犠牲となつた多くの児童の弔魂のためのブロンズ像である。1928年（昭和3年）に小学校長会と東京市教育局の主導のもと、全市20万人の小学校児童に寄付が呼びかけられ、1929年に原型が完成した。『被服廠跡』の余録によれば、小学校長会は当初、弔魂記念碑の建立を予定していた。しかし東京震災記念事業協会は「この種の記念碑等の建設を謝絶」しており、代替案として記念像の建立を提案したのである。その理由は「震災記念弔靈の対照は是非共单一でありたい。即ち震災記念堂の外に弔魂記念碑を造ることは此の地に建立する趣旨を数個に分割するきらひがある」<sup>45</sup>との意見が協会内に出たためである。ただし、「記念堂の風致を副ゆる美術的な記念像のやうなもの」<sup>46</sup>であれば承認も可とされた。このように、児童の弔魂のためのモニュメントは、公共的な鎮魂の場を「分割」しかねない記念碑ではなく、記念堂に集約される鎮魂の場に趣を副える「美術的」な記念像として実現したのである。

だが、弔魂像は関係者の予想外の反応を民衆に引き起こす。弔魂像の原型完成がいくつもの新聞に報じられると、民衆から強い非難の声が殺到した<sup>47</sup>。6月21日付の『東京朝日新聞』夕刊は「像は十二人の群像で、等身大の少年十二名が猛火に包まれ、相抱いて泣くもの、兄が弟をかばいながらのろいの火を防ぐ犠牲的精神、さながらせ惨な當時を写しだして、追憶の涙

<sup>44</sup> 山本、前掲書、140頁。

<sup>45</sup> 『被服廠跡：東京震災記念事業協会事業報告』、336頁。

<sup>46</sup> 同上。

<sup>47</sup> 佐藤愛果・吉川仁「コラム11 悲しみの群像」（『災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 1923 関東大震災【第3編】』（中央防災会議 災害教訓の継承に関する専門調査会）、2009年3月）、194頁。

あらたなるものがある」<sup>48</sup>と写真付きで紹介している。しかし早くも6月23日には「悲しみの群像に 非難の投書殺到 委員会も無理ならずと認め 近く改作の協議か」と題し、民衆からの非難を取り上げ、「悲惨な当時の焼熱地獄の実感—いたいけな子供等の死の姿があまりに写実的に彫刻されて寧ろ見るに忍びず」<sup>49</sup>と報じている。制作を委嘱された彫刻家小倉右一郎は騒動を受けて像に修正を施したが、「元来注文した人と批評する人々との根本の考えが違つて居る」、「もし依頼者の意思が死者のめい福を祈るという意味であれば別につくり方がありましたが、思い出させるものとしてはあれより外に作り方ありません」<sup>50</sup>と語り、記憶を想起するための像と追悼するための像の間には断絶があることを指摘している。東京市小学校長会のある校長によれば、依頼の意図は「震災当時の悲惨な状況をさまざまと目の前に見せて心から同情や供養の心を起させる」<sup>51</sup>ことにあった。しかしこのイメージは、風致を求めた東京震災記念事業協会の思惑とも校長会の意図とも異なる結果をもたらした。像の目的は、民衆に集団の記憶を想起させ鎮魂の念を抱かせることにあったが、強い情動を伴つて想起された記憶は、慰靈や鎮魂には結びつかなかったのである。

この弔魂像の一件は、次のことを示唆する。まず、ミュージアム（震災記念館）の展示物と記念像が観者にもたらす効果の違いである。エトキンドによれば、ミュージアムの展示は一貫した物語を産出し、訪問者からそれに対する理性的な批判を引き出すが、記念碑は、そこに固定化された記憶に対する感情的反応を呼び起こす<sup>52</sup>。震災記念館の展示物には、「血痕の附着せる洋服」<sup>53</sup>など生々しい出来事を想起させる物もあったことから、訪問者が感情的な拒絶反応を起こしても不思議ではない。しかしおそらくは、展示品の数が多く、ひとつひとつは断片的であったことで、展示品を各分類の示すテーマの「事例」と見なす解説の語り方、展示全体に及んでいたであろう「教化」の物語が訪問者の態度を分析的にし、感情を抑制したのではないかと考えられる。これに対して弔魂像は、その造形が写実的であること以上に、出来事に対する「感情や判断の入った注釈」<sup>54</sup>の表象であったことにより、見る者を感情的にし、鎮魂に帰結しない反応を呼び起こしたと考えられるのである。

また、公的な鎮魂のためのモニュメントは同じ場所に複数存在すべきではないという意見にも注目したい。慰靈堂と弔魂碑が同じ敷地内にあれば鎮魂の行為が「分割」されてしまうとい

<sup>48</sup> 『東京朝日新聞』夕刊、1929（昭和4）年6月21日。（佐藤・吉川、前掲論文194頁より引用）

<sup>49</sup> 『東京朝日新聞』1929（昭和4）年6月23日。（佐藤・吉川、前掲論文194頁より引用）

<sup>50</sup> 『東京朝日新聞』（佐藤・吉川、前掲論文195頁により引用）

<sup>51</sup> 同上。

<sup>52</sup> Etkind, Alexander, *Warped Mourning: Stories of the Undead in the Land of the Unburied*, Stanford University Press, 2013, p.183. 次の文献に引用箇所を含む第9章が訳出されている。アレクサンドル・エトキンド「ハードとソフト」（『ゲンロン』7、平松潤奈訳、ゲンロン、2017年）。

<sup>53</sup> 『被服廠跡：東京震災記念事業協会事業報告』、251頁。

<sup>54</sup> Etkind, op.cit., p. 183.

う感覚には、犠牲者達をひとつの集合とする捉え方がうかがえる。記念館と慰靈堂が「関東大震災についての唯一の公的な記憶装置として特権的な位置を占めている」<sup>55</sup> ことを踏まえるならば、そこにおいて表象される震災の記憶が公的なものとして「正史」化する際に、死者の個別性はノイズのようなものとして働く可能性があるだろう。

記念館は、ミュージアムの一貫性においてコレクションを通じて死者や災害を表象した。これに対して弔魂像は、出来事への注釈が引き起こす感情的なものにより、その一貫性を破綻させる綻びのようなものとして機能する可能性があったといえる。弔魂像は、子ども達の苦しみを描寫的なイメージで表し、見る者に苦痛を伴う記憶を想起させた。この事は、次節で見る、死者達を個々人として表しながらも注釈は行わない東日本大震災の慰靈碑とは対照的である。

### 3、石巻市牡鹿地区慰靈碑及びモニュメント

関東大震災において、慰靈堂を公的なものとするためには、伝承や教訓による社会教化が意義として示される必要があった。見方を変えるならば、慰靈や鎮魂の行為は公共のものではなかったといえよう。東日本大震災の場合には、政府によって追悼と鎮魂は復興の起点と位置付けられ、はじめから公共的なものとして設定された。「石巻市牡鹿地区慰靈碑及びモニュメント」は、石巻市の主導のもと「(1) 東日本大震災で犠牲となられた方々への追悼・鎮魂、(2) 震災の記憶の伝承」を目的として、大原浜の牡鹿地区慰靈公園内に建立された<sup>56</sup>。この複合モニュメントのある大原浜一帯は現在は整地が終わっているが、津波で浜に面する集落が壊滅的な被害を受けた地域のひとつである。石巻市は、震災で破壊された場所を公園とモニュメントによって整備し、鎮魂と記憶の伝承のための場所とする計画を立てた。ここでは関東大震災の時とは対照的に、死や宗教を連想させないデザインが求められている。その仕様書には、基本コンセプトとして「公園予定地内に位置し、公園利用者も利用する場所となることから「お墓」を連想させるデザインにならないように配慮すること」、「献花台を設置しないこと」、「宗教色が無く、広く市民に受け入れられるものであること」、「被災者の心情に配慮した格調の高いものとすること」などが明記されている<sup>57</sup>。ここで求められているデザインは、訪問者が死者に対して宗教的な観念に照らした靈としてではなく、死者の記憶としてより身近に対峙することを容易にするものといえる。

死者の記憶に寄り添うことを明確に建立の趣旨とするのは、名取市の「閑上中学校遺族会 慰

<sup>55</sup> 高野、前掲書、38頁。

<sup>56</sup> 「石巻市牡鹿地区慰靈碑等設置業務 特記仕様書」、1頁。<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10051100/1004/oshikasiyousyo.pdf> (2021年8月1日最終閲覧。)

<sup>57</sup> 前掲書、2頁。

靈碑」である<sup>58</sup>。この慰靈碑は、14人の生徒たちが生きた証を残すために遺族が建立したものである。遺族の中には、子どもの遺体も遺品も全て流され、記憶のよすがを失った人もおり、子どもが存在したという記憶を残すことは切実な問題であった。遺族達は、生きた子ども達に接するごとく、慰靈碑を時には抱擁し、大切にしているという。牡鹿地区の慰靈碑においても、遺族であろう訪問者が刻まれた名前に指で触れる姿は、慰靈というよりむしろ、身近な人を慰撫しているという印象を与える<sup>59</sup>。

では、このような死者への「身近さ」は、どのように表象されているのか。石巻市の慰靈碑と閑上の慰靈碑に共通するのは、亡くなった被災者の氏名が刻まれていることである。故人を知る者にとって、刻まれた名前はその人の表象として、その存在を再認させるものである。遺族が慰靈碑に触れるのは、死者の記憶との交流が身体化するからであろう。名前による不在の人の表象は、遺族や知人にとって個人的な「喪の作業」の助けとなり得るのである。一方多くの訪問者において、見知らぬ者の名前を前にそのようなことは生じない。だがそのような訪問者も、死者が集合としてではなく名前のある個々人として表象されたものを前に彼らの不在を認識し、その死に思いを馳せ、追悼や鎮魂の念を抱くことは可能である。類する例としては、沖縄戦跡国定公園内にある「平和の礎」も、1995年より沖縄戦などによる死者全ての氏名の刻銘を行っている。ここでは、もはや名前が不明となった乳児であれ、その存在を記すために「～の子」と刻銘されている。また海外のモニュメントやミュージアムにおいても名前による個人の表象は行われている。1996年にドイツのアーティスト、グンター・デムニヒが始めたホロコーストの犠牲者を記念する「躓きの石」のプロジェクトや、2005年に完成したベルリンの《虐殺されたヨーロッパのユダヤ人のための記念碑》に併設されたミュージアム、2021年に開催され話題となったアムステルダム国立美術館の展覧会「奴隸制」における展示構成などのように、多数の犠牲者を記念／記憶する方法として個人の名前を表象し訪問者の想起を促すことは、近年では定石とさえ言える<sup>60</sup>。

氏名の刻まれた牡鹿地区の慰靈碑もまた、訪問者に「身近さ」の感じを与え、人の不在を通じて震災の記憶を想起させる。従ってこの慰靈碑は、死や宗教のあからさまな表象を遠ざけ、情動的なものを避けつつ、震災の犠牲者を名前のある個人として表象することで、想起や追悼

<sup>58</sup> 閑上の慰靈碑については、菅原による遺族への聞き取り調査を参考にした。菅原優、前掲書、25-48頁。

<sup>59</sup> 「『あの人』をわすれない』『朝日新聞』<https://www.asahi.com/gallery/photo/national/higashinihondaishinsai8/20190311/01.html> (2021年3月20日最終閲覧。)

<sup>60</sup> 県営 平和祈念公園 平和の礎 (公式HP)。<https://heiwa-irei-okinawa.jp/facility/heiwanoishiji/> ;《虐殺されたヨーロッパのユダヤ人のための記念碑》の付属ミュージアムにおける犠牲者の名前の提示については寺田(2007)の報告が詳しい。Denkmal für die ermordeten Juden Europas (公式HP)。<https://www.stiftung-denkmal.de/en/> ; Slavery exhibition, Rijksmuseum Amsterdam, 18 May- 29 August. <https://www.rijksmuseum.nl/en/whats-on/exhibitions/past/slavery> (2021年8月1日最終閲覧。)

を通じて震災の記憶を伝えることを可能にしているといえる。

次にこの慰靈碑に組み合わされた彫刻的なアーチ形モニュメントについて述べる。遠くからも目につくのはこの幅8メートルのコンクリート製モニュメントである。これは訪問者が海に対面する向きに設置されており、ゆるやかな曲線は海の水平性と親和性を持つと同時に、中央の切れ目が空への垂直方向の軸線を暗示している。従ってその造形自体は水平と垂直、海と空、堅固さなどのイメージから得られる永続性や普遍性の象徴となっている。それはいわばモニュメンタリティの象徴であり、この場所が記憶されるべきであることを示すものとして機能する。これらが建立されている場所は更地が多く平坦な風景が広がるが、その理由は津波により集落が移転したためである。モニュメントは訪問者が経験している場所に非日常的な特徴を与えることにより、場所の意味に訪問者の注意を促すのである。

しかしながら、この複合モニュメントの脇に建てられた石造の説明板を読むと、この彫刻的モニュメントのコンセプトが震災の起きた日時を示す時刻計であること、「牡鹿祈望の輪」というタイトルであることがわかる。説明板はまた、被災状況や慰靈碑建立の趣旨など、出来事のより具体的な情報を訪問者に示しもあるが、訪問者が説明板を読み再度モニュメントを見る態度は、解説を読んで展示物を分析的に吟味するミュージアムの観客のそれに重なる。説明板は、この慰靈碑とモニュメントに対する訪問者の態度をこのようにテキスト依存的にすることによって、「注意を場所から自分自身に向けさせ」(アスマン)、場所そのものからは訪問者の意識を逸らしていると考えられる。

#### 4. 震災遺構

震災遺構の保存には賛否両論があり、資料としての貴重さや記憶の風化防止の観点から遺構の保存を求める意見と、遺構を維持するための経済的負担への懸念や、記憶の想起を望まない立場から保存に反対する意見がある。本節では、比較的早期に保存が決定した旧女川交番と、当初は解体が予定され、遺構としての保存が決まった後も様々な議論のあった旧大川小学校の表象について考察する。ここでは特に、遺構保存を促した要因と、保存方法が遺構の表象に与えている影響に注目したい。

##### 4-1 旧女川交番

まず旧女川交番が遺構として保存された経緯を簡単に振り返る。女川湾に面した女川町のすべての低地（漁港、居住地、水田など）は津波による激甚な被害を受け、ほとんどの建物が流れ消失した。町を襲った津波の最大波は約14.8メートルとも20メートルとも言われる。3.11

震災伝承研究会は、「国内で初めて転倒した RC 造建築物。津波の破壊力を物語る象徴」、「他の 2 棟と一緒に残することで偶然の被災ではないことが分かる。被災中心地にあり、訴える力は大きい」<sup>61</sup> とその喚起力を強調している。津波による鉄筋コンクリートビルの横転や倒壊、流失は、構造計画や津波工学の専門家から見ても稀有な事例であった<sup>62</sup>。また、被災地各所を踏査した建築史家の五十嵐太郎は、2011 年 4 月に訪れた女川町は生涯忘れられない廃墟の風景であったと述べている。そこでは凄まじい建築破壊が起きており、五十嵐は部分的にでも廃墟を残すべきだと「直感的に」思ったという<sup>63</sup>。想像を絶する津波の脅威を伝えるためにこの横転したビルを残す価値があるという意見が、建築や防災関係の専門家により早い段階で示された。横転した建造物は、科学的に希少だと判断されたのみならず、感性的にもインパクトある光景を生み出していたといえる。

女川町は、2011 年（平成 23 年）9 月に復興計画の中で「震災遺構の保存」を提唱し、2013 年 11 月に町長が旧女川交番を含む 3 件の震災遺構の保存方針を表明した。これは「町民の意向、遺構の学術的な価値、新しいまちづくりの中での位置づけ、維持管理上の問題などを総合的に判断」してのことであった<sup>64</sup>。復興工事に差し障りがあるという理由で旧女川交番以外は 2014 年に解体撤去されたことから<sup>65</sup>、旧女川交番の立地も保存の判断を左右したと言える。旧女川交番の周辺一帯は災害危険区域に指定されたため、跡地はメモリアル公園として整備されることになった。町は遺構の保存を前提として、メモリアル公園及び観光交流エリアの具体的な検討を行なっている<sup>66</sup>。2015 年（平成 27 年）1 月に宮城県震災遺構有識者会議は旧女川交番を「ぜひ保存すべき価値がある」と評価したが、町では既に旧女川交番の保存方法の検討に入っていた。このように、旧女川交番は、町民の意向、学術的価値、新たな都市計画との関係から、かなり早い段階で保存が決定された。

ここで留意したいのは、宮城県震災遺構有識者会議が震災遺構の評価項目のひとつに「鎮魂の場としての性格」を挙げていることである。これを旧女川交番に即して具体的に検討してみたい。評価のチェック項目は、1 「津波の破壊力を示す痕跡が残されているか」、2 「どのような教訓を導き出し得るか」、3 「発信力があるか またはその可能性があるか」、4 「鎮魂の場としての性格を有するか またはその可能性があるか」の 4 点である<sup>67</sup>。旧女川交番は、学術上の

<sup>61</sup> 3.11 震災伝承研究会「第 2 次提言-震災遺構保存対象物第 1 回選考結果-」2012 年 9 月 <http://www.tsunami.civil.tohoku.ac.jp/hokusai3/J/shinsaidensho/pdf/20120924teigen2.pdf> (2021 年 8 月 1 日最終閲覧。)

<sup>62</sup> 五十嵐太郎『被災地を歩きながら考えたこと』、みすず書房、2011 年、114-117 頁。

<sup>63</sup> 五十嵐、前掲書、114-116 頁。

<sup>64</sup> 女川町「震災遺構の保存について」（女川町 HP）、女川町「女川町の震災遺構保存計画に関する報告」[https://www.town.onagawa.miyagi.jp/hukkou/pdf/20150916\\_shinsaiikou\\_keii.pdf](https://www.town.onagawa.miyagi.jp/hukkou/pdf/20150916_shinsaiikou_keii.pdf) (2021 年 8 月 1 日最終閲覧。)

<sup>65</sup> 木村、前掲書、15 頁。

<sup>66</sup> 女川町「女川町の震災遺構保存計画に関する報告」

<sup>67</sup> 「宮城県震災遺構有識者会議報告書」、23 頁。

希少性や津波の苛烈さをイメージさせる外観により、1～3についての条件を充分に満たしている。だが4についてはどうだろうか。報告書によれば、「交番での直接の犠牲者はないが、周辺、町全体では多くの人が犠牲になっている。そのような説明も加え、町の象徴的な遺構となれば、町全体の鎮魂の場になる可能性があり、外から来た人にとってもそのようになると考えられる。」と述べられている<sup>68</sup>。

遺構は何の象徴となり得るのか。報告書が述べるように、女川町では町民の1割に近い827人の命が失われ、住民が暮らしていた面積の87.7パーセントが被災した、甚大な被害を受けた地域のひとつである。この点から見て、宮城県の有識者会議は、犠牲者を多く出した出来事の象徴として、旧女川交番が町全体の犠牲者の鎮魂の場となることを想定しているように思われる。災害遺構とは、即物的に述べるならば、「自然災害の被害の痕跡をとどめる実物資料のうち、特に不動産的建造物」である<sup>69</sup>。これに対して有識者会議の評価項目は、どのような遺構が保存に値するかという価値判断を含んだ見解を表明している。現在メモリアル公園になっている一帯は多くの犠牲者を出しておらず、確かに地区全体が鎮魂の場たり得る。旧女川交番は、そうした場の体系において集合としての犠牲者達を想起させる象徴的な建造物になる。報告書によれば、遺構をこのような象徴とすることによって、震災を地域の記憶のみならず、国民の集合的な記憶として共有していくことが期待されるのである。

他方で、女川町は産業構造の変更を伴う大胆な区画整理を行い、新たな場所の体系を構築した町でもある。女川駅前の広場、海へ続くプロムナード及び観光交流エリアを中心とした地域開発は、復興の象徴として高く評価されている<sup>70</sup>。旧女川交番は、観光交流エリアから見て道路を隔てた海側のメモリアル公園に位置し、観光交流エリアとは一線を画している。メモリアル公園は平坦で、いくつかの遊具のほか建造物が殆どなく、観光交流エリアとは対照的である。そこにおいて旧女川交番は、震災時の地盤沈下とその後の地区全体の嵩上げによって現在の地表より数メートル下の旧地表に横たわっており、訪問者は遺構を囲む螺旋状の見学用スロープからこれを見下ろすようになっている。

この周辺整備は、旧女川交番のある場所の意味を両義的なものにしている。地表の落差は、遺構のレベルを基準としたかつての場所の体系が破壊されたことの想起を容易にするが、見学用スロープは遺構にあたかも展示物のような様相を与え、町の復興の秩序下に置いてもいる。加えて、スロープの壁には多くのパネルが設置され、震災前の町や被災状況、復興の過程が説

<sup>68</sup> 同上。

<sup>69</sup> 3.11震災伝承研究会、「3.11震災伝承研究会」第1次提言－震災遺構の保存について－、2012年、8頁。

<sup>70</sup> 駅前広場・街路及び街区・地域開発は「女川駅前シンボル空間／女川町震災復興事業」として2019年度の土木学会景観・デザイン委員会デザイン賞最優秀賞を受賞しており、復興を象徴する場所の構築が客観的に評価されているといえる。

明されており、訪問者はその場所の体系の変化を図版やテキストで知ることになる。その情報伝達のあり方は、やはり訪問者にミュージアムにおける振る舞いを促すように思われる。

したがって旧女川交番は、それ自体は犠牲者達を想起させる震災の表象として鎮魂の場を形成し得るとしても、周辺環境との関係において、復興の物語に組み込まれているように思われる。

#### 4-2 旧大川小学校

2013年（平成25年）11月、石巻市は1回目の「石巻市震災伝承検討委員会」を開催した。この委員会は、震災遺構の選定や保存方法を検討する場であったが、児童74名と教職員10名もの犠牲者を出した大川小学校は始めから検討の対象外とされていた。しかし、程なくして小学校周辺の住民団体が震災遺構としての保存運動を開始している。校舎保存をめぐっては地域住民や遺族の中でも意見が割れたが、2016年（平成28年）3月、石巻市は旧大川小学校校舎を震災遺構とし、極力手を入れず「存置」することを発表した。震災発生前や当時の状態を再現もしくはそのまま残すことは、児童を亡くした遺族から強く出された要望である<sup>71</sup>。現在は校舎に沿って柵が設けられ、校舎内には立ち入れないようになっている。

震災時、校庭で待機を指示された多くの児童が犠牲になったことにより、遺族は市と県に対して訴訟を起こし、係争は遺構としての保存が決まった後も続いた。遺族を始めとする関係者にとって、遺構は記憶の表象というよりも、事件の現場として現前するものであったと考えられる。同様に、多くの訪問者も事件現場として遺構を見たと思われる。筆者が旧大川小学校を訪れた2021年3月の段階では、訪問者は遺構には入れず、校庭脇に設置された解説板によって出来事の背景を知ることが出来るようになっていた。訪問者は裏山や川など校舎や校庭を囲む近隣の地勢を意識しながら事件を追体験する。整備されつつある遺構は、少なくともその時にはなお、現場がそこに現前しているだけとも取れる過渡期的状況にあった。小学校とその周囲は、生々しい出来事の現場として存在し、長い間記憶の表象として対象化されてこなかったといえる。

2016年（平成28年）9月に行われた「第2回震災伝承検討会議」において、旧大川小学校を保存し伝承する意義として、「①防災教育 ②河口から上流5kmにおける大きな津波被害を経験した施設 ③多くの犠牲者を悼む慰靈・鎮魂と避難の重要性を忘れないための場所 ④地域の歴史を伝えるシンボル」が挙げられた<sup>72</sup>。石巻市において市民が参画した「震災遺構（大川小学

<sup>71</sup> 佐藤・今村、前掲論文、55頁。

<sup>72</sup> 第2回震災伝承検討会議「資料2-1 現地視察結果（旧門脇小学校校舎・大川小学校旧校舎）」、2016年9月。[https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10051100/9003/01\\_02\\_04\\_siryou2-1.pdf](https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10051100/9003/01_02_04_siryou2-1.pdf)（2021年8月1日最終閲覧。）

校旧校舎) 検討会議」を参与観察した佐藤らによれば、会議では「遺構の目的・意義・意味」に関する議論が一定期間集中した。児童の犠牲者を出したことから、旧大川小学校を保存する意味として、慰靈・鎮魂、防災教育の二つが出されたという<sup>73</sup>。後者については、旧大川小学校と他の被災地との差異への言及があった。耐震補強や構造体としての強さとは異なる次元で命を守る防災が問われねばならないという見方があり、敷地の横に併設される伝承館において何をどのようにどこまで伝えるかという語りの内容が議論された。現在伝承館では、付近の被災状況や当日の児童たちの動き、学校や市教育委員会の防災体制の不備を認めた大川小津波訴訟の判決内容などをパネル展示で紹介し、震災前の学校周辺の様子を模型で再現したジオラマや、大川地区を紹介する映像が展示されることになっている<sup>74</sup>。そこには震災以前の場所の体系に立ち返ることで、この場所で何が起きたかを訪問者に知らせる意図があるといえる。

また、旧女川交番とは対照的に、この遺構は多くの訪問者から慰靈や鎮魂の場と見做されてきた。震災後しばらくは校門の一部が祭壇や献花台代わりとなり、多くの花が手向けられていた<sup>75</sup>。またそれとは別に、小学校敷地内には 12 基という多くの慰靈碑と外部から寄贈されたモニュメント等が存在した。これらは、遺族が設置したもののはじめ、建立の主体や背景などがすべて異なる<sup>76</sup>。「震災遺構（大川小学校旧校舎）検討会議」では、遺構のエリアの西側を慰靈・鎮魂のゾーンに、エリアの東側を防災教育のゾーンとすることが提案された<sup>77</sup>。このゾーニングによって、慰靈碑やモニュメントは慰靈・鎮魂のゾーンに移設され、遺族らにとっての鎮魂のための場所は遺構である校舎のそばから切り離されたのである。他方、校舎の前にも献花台が設けられた。これは、式典や一般の訪問者による慰靈の行為に対応するものである。旧大川小学校において、遺構は防災教育の糧となるような震災の記憶を表象するよう整備されたが、死を招いた出来事の現場としての場所の意味は変化せず、ゆえに校舎および校庭は訪問者にとっても単なる資料や展示物ではない、鎮魂の場として存在すると考えられる。遺族らの私的な鎮魂の行為に配慮して慰靈碑やモニュメントが校庭から移設されてもなお、遺構自体に献花台が設けられているのはそのためであるといえよう。

<sup>73</sup> 佐藤・今村、前掲論文、61 頁。

<sup>74</sup> 朝日新聞デジタル「宮城の大川小遺構公開、7月 18 日からに決定」2021 年 7 月 6 日。<https://www.asahi.com/articles/ASP756RH7P75UNHB011.html> (2021 年 8 月 1 日最終閲覧。)

<sup>75</sup> 以下のデジタルアーカイブを参照。yahoo 「東日本大震災写真保存プロジェクト」 <https://archive-shinsai.yahoo.co.jp>、Google 「未来へのキオク」 <https://www.miraikioku.com> (2021 年 8 月 1 日最終閲覧。)

<sup>76</sup> 佐藤・今村、前掲論文、61 頁。

<sup>77</sup> 佐藤・今村、前掲論文、54-55 頁。

## 5、モニュメントと景観

以上二つの遺構の例が明らかにするのは、周囲が整備され、説明板や柵などが併設されることによって、遺構はモニュメントというよりオブジェないしは資料に近い性格を帯びるようになっていることである。これらの遺構もその一部であるところの「震災伝承施設」は、外部の訪問者にとってのアクセスの利便性や提供情報量によって分類される。そうした施設にはピクトグラムの使用が許可されるなど、訪問者がよりアクセスし易くなる仕組みがある。従って、解説板等の設置によるオブジェ／資料化はミュージアムの体系と連動していると言える。二つの遺構は、その点でミュージアムのコレクションらしい条件を備えている。つまり人を分析的にさせ、テクスト依存的にさせることである。三節で述べた牡鹿地区の複合モニュメントにも同様のことが言える。

それにも関わらず、牡鹿地区の複合モニュメント、旧女川交番、旧大川小学校の間には見過ごせない違いがある。旧大川小学校の場合は、出来事において重要な存在である近隣の山や川が保存されていることである。大川小学校における出来事を知った者は、目の前の裏山に登つてしまえば、児童らが川を遡上する津波から逃れ得たことを思わずにはいられない。校舎や校庭という遺構そのものだけでなく、周辺の景観が震災当時のまま保持されていることが、訪問者の感情を動かし、出来事や死者に対する「身近さ」を与える要件となっているのである。この「身近さ」は、モニュメントに期待される「思い出させる monere」という役割を助けると考えられる。三節で検討した、集団的な記憶を「身近さ」を通じて私的な記憶としても共有していく仕組みは、来るべき震災に備えた記憶の継承には有効であるように思われる。旧大川小学校において自然発生的に鎮魂の場が設けられたのは、景観が記憶の場所の体系に関わっており、出来事の記憶と一致しているからであろう。この点で、旧女川交番の場合には、景観が訪問者に交番を横転させるに至った出来事を想起させ、死者に思いを至らせることが出来なければ、遺構自体が鎮魂の場を生じさせることはないと想定される。

リクールは、記憶が歴史の領野に入っていくプロセスに身近な人々の存在を仮定する。リクールによると、個人の生きた記憶と、私たちが所属する共同体の公的な記憶との交換が、身近な人々との関係という「照合作用の平面」<sup>78</sup>において行われているという。身近な人々は個人と公民の中間にいる。私たちが、記憶を「自己へ、身近な人へ、他者へと三重に賦与する」<sup>79</sup>ことによって、記憶は歴史と関わっていく。震災の記憶を示すモニュメントが「身近さ」を通じて訪問者の私的記憶と交わることが可能になるために、周囲の景観が果たす役割は大きいと考えら

<sup>78</sup> リクール、前掲書、2004年、204頁。

<sup>79</sup> 同上。

れる。

### むすびにかえて

本稿は、東日本大震災の記念碑と遺構の表象について論じてきた。鎮魂と震災の記憶の伝承を目的としたこれらのモニュメントは、ミュージアムのコレクションとして再文脈化されることにより、復興の象徴となることを確認した。この時、訪問者はモニュメントの示す場所に対して注意を振り向けなくなる傾向がある。その理由はミュージアムの体系が訪問者の態度を分析的で、テクスト依存的なものにするからである。こうした態度は、場所にまつわる記憶を身近なものとしない。だが、記念碑や震災遺構の本来の役割は、ある場所が暴力的に破壊され、多くの命が失われたこと、今では不在となっているものが、訪問者の立つ「この場所」にあつたことを想起させることである。訪問者が感情を動かしその記憶を身近なものとした時、鎮魂や伝承は果たされるのではないだろうか。